

件名：農林水産情報ネットワーク電子機器等賃貸借の一般競争入札の公告

農林水産情報ネットワーク電子機器等賃貸借について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年9月26日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 農林水産情報ネットワーク電子機器等賃貸借
- (2) 契約の内容 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 納品日から60ヶ月間

2 一般競争入札参加資格要件本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 次に掲げるア、イのいずれかを満たすこと。
  - ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売り払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定（昭和47年沖縄県告示第69号）第2条の規定に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者
  - イ 次に掲げる要件を全て満たす者
    - ①当公告に係る申請をする日前の直近3年間の事業税及び消費税について滞納がない者
    - ②当公告に係る業務の契約履行が可能なる者
- (2) 情報システムの構築又は電気通信機器類等（電気通信機器類及びOA機器類をいう。以下同じ）の賃貸又は販売に関し、直近2年事業年度以内に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体との契約実績を複数回以上有していること。
- (3) 県内に本社又は、支社、支店、営業所等を有する者
- (4) システム障害等、緊急時に迅速に対応できること。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当する者及び同条第2項各号に該当する者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者
- (2) 競争入札参加資格確認申請書の提出期限から入札日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（再認定を受けた者を除く。）
- (4) 次に該当する者。
  - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業、団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）
  - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
  - ウ 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる者
- (5) 県税（事業税及び県民税）に関し滞納がある者

4 入札参加資格の申請方法等

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接若しくは書留郵便で提出すること。

- (1) 提出書類
  - ア 一般競争入札参加資格登録申請書（様式第1号）
  - イ 法人の定款
  - ウ 法人の登記現在事項全部証明書（原本）

- エ 情報システムの構築又は電気通信機器類等（電気通信機器類及びOA機器類をいう。以下同じ）の賃貸又は販売に関し、直近2年事業年度以内に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体との契約実績を有していることを証する書類（様式第2号、契約書の写し等）
  - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の事業税及び消費税に関し滞納がないことを証する書類（納税証明書）
  - カ 財務諸表（直近の決算報告書（（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を含むこと。））
  - キ 当公告において調達する物品の代理（特約）店である場合は、代理（特約）店届書（様式第3号）
  - ク 申請者が代理人を選定した場合にあっては、その委任状（第4号様式）
  - ケ 作業計画書類
  - コ 納品リストを含む機能証明書（様式第5号）
- (2) 申請書等の入手場所  
この公告の日から令和6年10月9日（水）までの期間、沖縄県公式ホームページに掲載する。
- (3) 申請書の受付期間  
ア 持参する場合は、令和6年9月26日（木）から令和6年10月7日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）の午前9時から12時、午後1時から5時までの間。  
イ 郵送による場合は、令和6年10月7日（月）午後5時までに必着すること。
- (4) 申請書の提出場所  
沖縄県農林水産部農地農村整備課技術企画班  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁本庁舎10階
- 5 資格審査の結果の通知  
資格審査結果は、令和6年10月8日（火）までに通知する。
- 6 資格の有効期間  
入札参加の資格を取得した日から契約締結日までとする。
- 7 資格審査申請事項の変更  
入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1)商号又は名称
  - (2)住所又は所在地
  - (3)氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
  - (4)使用印鑑
  - (5)法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6)電話番号・FAX番号
- 8 資格の取消し等
- (1) 入札参加の資格を有する者が、3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 資格取消しの通知  
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。
- 9 入札執行の日時及び場所
- (1) 入札日時：令和6年10月10日（木）午前10時30分
  - (2) 入札場所：沖縄県庁本庁舎 11階第2入札室
- 10 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県財務規則第12号）第

100 条の規定により、見積もる契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績の中で、過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

#### 11 契約保証金

契約締結の際は、沖縄県財務規則第 101 条の規定により、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上に相当する金額の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、同条第 2 項の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部を免除する。

#### 12 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

#### 13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。また、入札回数は 3 回（1 回目の入札を含む。）までとする。
- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

#### 14 最低制限価格設定しない。

#### 15 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県農林水産部農地農村整備課技術企画班
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁本庁舎 10 階  
電話番号 098-866-2285 FAX 番号 098-866-2879

#### 16 長期継続契約について

当該契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく契約である。また、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、本契約を解除できるものとする。

#### 17 入札に関する質問

疑義がある場合は、質問票（様式第 10 号）に質問事項を記載の上、以下の方法で提出すること。なお、質疑事項がなければ提出不要とする。

##### (1) 疑義照会

期限：令和 6 年 10 月 1 日（火）午後 5 時

方法：質問票（様式第 10 号）を前述 15 の担当部署に持参又は FAX で提出すること。

##### (2) 疑義照会に対する回答

期限：令和 6 年 10 月 2 日（水）午後 5 時

方法：沖縄県公式ホームページの当該入札公告ページに掲載し、個別の回答は行わない。

#### 18 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札参加資格の申請等にかかる費用は、申請者の負担とする。

(3) 沖縄県は、申請書等を公表又は無断で他の用途へは使用しない。

(4) その他詳細は、入札説明書による。